

令和5年度市民税・県民税申告書の書き方

亀山市

市民税・県民税の申告については、毎年格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今回の申告は、昨年1年間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の所得及び控除を対象とするものです。

なお、この申告書は、令和5年度市民税・県民税の課税資料になるだけでなく、国民健康保険税等の算定、所得証明書等の発行資料などにもなりますので、この「書き方」をお読みのうえ記入し、申告期限までに提出していただきますようお願いします。

申告が必要な人 ※8ページのフローチャートもご確認ください。

令和5年1月1日現在亀山市に居住しており、次に該当する人です。

ただし、令和4年分の確定申告書を税務署に提出する人は、令和5年度市民税・県民税申告書の提出は不要です。

- 1 事業所得(営業等・農業)、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得又は山林所得のある人
- 2 給与所得又は公的年金所得のある人で、他に所得のある人
(給与所得又は公的年金所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。)
- 3 給与所得のみで、勤務先から亀山市に給与支払報告書が提出されていない人
(不明な場合は、勤務先へお尋ねください。)
- 4 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の各種所得控除を受けようとする人
- 5 特定配当等所得、特定株式等譲渡所得を確定申告した（する）人で、所得税と異なる課税方法を選択する人

※令和4年中に所得がなかった人は、申告する必要はありませんが、所得証明書・課税証明書の交付や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定に必要なため、申告書を提出することをおすすめします。

申告期限 令和5年3月15日(水)

申告に必要なもの

- ①源泉徴収票(コピーでも可)、給与支払者の支払証明書等前年中の収入金額がわかる書類
- ②各種控除を受けようとする場合はその領収書、控除証明書等 ※詳細については、本紙裏面の各種控除の説明をご覧ください。
- ③事業所得(営業等・農業)又は不動産所得がある人は、収入、経費等がわかる書類
※収支内訳書を添付してください。
- ④個人番号カード又は、個人番号通知カードと身元確認書類の写し

申告書の提出先

亀山市総務財政部税務課市民税グループ及び関支所地域サービスグループ

お問い合わせ先

亀山市総務財政部税務課市民税グループ 〒519-0195 亀山市本丸町577番地
TEL 0595-84-5011 (直通)

※この申告書の書き方は、令和5年1月1日現在の法律に基づいて作成していますが、税法改正等により変更となる場合があります。

均等割額について

平成26年度から、市民税・県民税の均等割額が次のように引き上げされました。

(1)東日本大震災を踏まえ、緊急防災・減災事業のための財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円引き上げられました。

(2)三重県において「みえ森と緑の県民税」が導入され、県民税の均等割額が1,000円引き上げられました。

市民税均等割額	県民税均等割額
3,500円 (+500円)	2,500円 (+1,500円)
合計 6,000円 (+2,000円)	

※かっこ内は、平成25年度以前の税額との差額

申告書の記載例

個人番号の記載について

○申告期限は三月十五日です。
なお、所得税の確定申告書を提出された方はこの申告書を提出する必要はありません。



令和5年度 市民税 県民税 申告書

宛先 亀山市長

提出年月日

年 月 日

5 3 1

氏 名

現住所 亀山市本丸町577番地
1月1日現在の住所 同上
年月日 フリガナ カメヤマ イチロー
5 3 1 氏名 亀山 一郎

備考		台帳番号	110-1	
業種又は職業		会社員		
電話番号	0595-82-1111			
個人番号	123456789012	世帯主の氏名	亀山 一郎	続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除		支払った保険料 健康保険料、厚生年金	300,000	
生命保険料控除		合計	300,000	
扶養控除		新生生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	田中生命保険料の計 田中個人年金保険料の計	
障害者控除		地震保険料の計	田中長期損害保険料の計	
配偶者控除、ひとり親控除、勤労学生控除		(17) 寡婦控除 (□死別 □生死不明) (□離婚 □未婚) (18) ひとり親控除 (学校名)	(19) 勤労学生控除	
障害者控除		1 氏名 個人番号	障害の程度 級度	
扶養控除		2 氏名 個人番号	障害の程度 級度	
扶養控除		① 氏名 個人番号	生年月日 34.7.1 同居・別居の区分 □同居 □別居 子	
扶養控除		② 氏名 個人番号	生年月日 15.5.20 同居・別居の区分 □同居 □別居 子	
扶養控除		③ 氏名 個人番号	生年月日 11.6.30 同居・別居の区分 □同居 □別居 子	
扶養控除		④ 氏名 個人番号	生年月日 15.6.7 同居・別居の区分 □同居 □別居	
扶養控除		16 歳未満の扶養親族	1 同居・別居の区分 □同居 □別居	
扶養控除		2 同居・別居の区分 □同居 □別居	2 同居・別居の区分 □同居 □別居	
扶養控除		3 同居・別居の区分 □同居 □別居	3 同居・別居の区分 □同居 □別居	
扶養控除		個人番号	扶養控除の合計 780,000	
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。 (切り取らないでください)				

1 収入金額等	事業業等	ア	円
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	3,000,000
	公的年金等	キ	
	雜務	ク	
	その他の	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
	一時	シ	
2 所得金額	事業業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	2,020,000
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	2,020,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	300,000
	小規模企業共済等控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰	
	勤労学生、障害者控除	⑱	
	配偶者(特別)控除	⑲	330,000
	扶養控除	⑳	780,000
	基礎控除	㉑	430,000
	⑬から㉑までの計	㉒	1,840,000
	雑損控除	㉓	
	医療費控除	㉔	
合計		㉕	1,840,000

5 特定配当等所得、特定株式等譲渡所得における課税方法に関する事項

✓ 選定申告をした特定配当等所得、特定株式等譲渡所得において住民税で申告不要制度を希望する場合はチェックをし、別紙「特定配当等及び特定株式等譲渡所得額の課税方式の申出書」を提出してください。

6 前年の収入について

収入のなかった人の記載欄が裏面「19」にありますので記入してください。

7 非課税所得者記載欄

下記の所得のあった人は所得の種類と収入金額を記入してください。

非課税所得の種類	収入金額
ア.雇用保険	イ.遺族年金
ウ.障害年金	エ.その他()

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください)

個人番号は12桁になります。個人番号を記載する場合は、必ず下記の【1】又は、【2】の書類を添付してください。

【1】

●個人番号カードの写し(両面)

【2】

●個人番号通知カードの写し

+

●身元確認書類(運転免許証等)の写し

※「個人番号通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、個人番号通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認資料として利用できます。

医療費控除を申告する際は、別紙「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。

令和5年度
市民税
県民税
申告書受付書

住 所	受付日付印	
方 書	様方	
氏 名	様	

所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、国民年金、介護保険料等）をあなたが令和4年中に支払った場合には、その金額を記入してください。</p> <p>※国民年金保険料については、支払った額を証する書類を添付し、又は申告の際に提示してください。</p> <p>※配偶者その他の親族の公的年金から引き去りされている介護保険料、国民健康保険税等については、あなたの社会保険料控除とすることはできません。</p>								
⑭小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが令和4年中に支払った小規模企業共済法による第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の金額を記入してください。</p> <p>※掛金の額と氏名を証する書類を添付し、又は提示してください。</p>								
⑮生命保険料控除	<p>あなたが令和4年中に、一定の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合には、それぞれの保険料に分けて記入してください。平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。</p> <p>※生命保険料控除額の算出方法は、4ページをご覧ください。</p> <p>※支払った生命保険料が生命保険料控除の対象となるか否かについては、保険会社などから送られてくる証明書によって確認することができます。その証明書を添付してください。</p>								
⑯地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんする保険金や共済金が支払われる地震保険、また平成18年末までに結んだ保険期間10年以上で満期返戻金のある長期損害保険の保険料をあなたが令和4年中に支払った場合には地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ記入してください。</p> <p>※地震保険料控除額の算出方法は、4ページをご覧ください。</p> <p>※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付してください。</p>								
⑰寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親控除…性別、婚姻歴に関わらず、生計を同じくする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者で自身の合計所得金額が500万円以下であるとき、30万円の控除を受けることができます。 ●寡 婦 控 除…夫と死別又は離別し、前年の合計所得金額が500万円以下であり、下記の条件に該当する場合に26万円の控除を受けることができます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">寡婦控除額26万円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">夫と死別又は離別し、扶養親族を有する者</td><td style="text-align: center;">所得税の基礎控除額以下の所得のある子以外の親族を扶養していること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">夫と死別し、扶養親族のない者</td><td style="text-align: center;">適用（離別かつ扶養親族なしの時は適用されない）</td></tr> </tbody> </table>	区 分	寡婦控除額26万円	夫と死別又は離別し、扶養親族を有する者	所得税の基礎控除額以下の所得のある子以外の親族を扶養していること。	夫と死別し、扶養親族のない者	適用（離別かつ扶養親族なしの時は適用されない）		
区 分	寡婦控除額26万円								
夫と死別又は離別し、扶養親族を有する者	所得税の基礎控除額以下の所得のある子以外の親族を扶養していること。								
夫と死別し、扶養親族のない者	適用（離別かつ扶養親族なしの時は適用されない）								
⑲勤労学生控除	令和4年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和4年中の合計所得金額が75万円以下（うち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除が受けられます。								
⑳障害者控除	あなたやあなたの扶養親族が身体障害者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合、また65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている場合は、一人につき26万円（その者が特別障害者である場合は30万円、同居特別障害者である場合は53万円）の障害者控除を受けることができます。								
㉑配偶者控除	●配偶者控除…令和4年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者があり、その配偶者の令和4年中の合計所得金額が48万円以下であるあなたの合計所得金額が1,000万円以下								
㉒配偶者特別控除	●配偶者特別控除…令和4年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者があり、その配偶者の令和4年中の合計所得金額が48万円を超える133万円以下かつ、あなたの合計所得金額が1,000万円以下								
㉓扶養控除	●扶養控除…令和4年12月31日現在あなたと生計を一にする扶養親族があり、その扶養親族の令和4年中の合計所得金額が48万円以下								
年少扶養	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年12月31日現在あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族があり、その扶養親族の令和4年中の合計所得金額が48万円以下 ●同一生計配偶者…令和4年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者があり、その配偶者合計所得金額が48万円以下であるあなたの合計所得金額が1,000万円以上 								
㉔基礎控除	<p>合計所得金額に応じて右記のとおり控除を受けることができますが、合計所得金額が2,500万円超の時は控除を受けることができません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 得</th><th style="text-align: center;">控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円以下</td><td style="text-align: center;">43万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円超～2,450万円以下</td><td style="text-align: center;">29万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,450万円超～2,500万円以下</td><td style="text-align: center;">15万円</td></tr> </tbody> </table>	所 得	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円
所 得	控除額								
2,400万円以下	43万円								
2,400万円超～2,450万円以下	29万円								
2,450万円超～2,500万円以下	15万円								
㉕雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和4年中の総所得金額等が48万円以下の者に限る。）が令和4年中に震災、風水害、火災、盗難等による損害金額や災害関連支出の金額が一定額を超える場合、次の①、②のうちいずれか多い方の金額を記入してください。</p> <p>①（損害金額－保険金等で補てんされる金額）－総所得金額等×10%で求めた金額 ②災害関連支出の金額－5万円 ※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付し、又は提示してください。</p>								
㉖医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和4年中に支払われた医療費で通常必要と認められるものがある場合、次の①、②のうちいずれか多い方の金額を記入してください。</p> <p>①（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－10万円で求めた金額 ②（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－総所得金額×5%で求めた金額 ※あらかじめ医療を受けた人及び医療機関ごとに支払った医療費を集計し、申告の際は「医療費控除の明細書」を添付してください。（予防接種は医療費控除の対象になりません。）</p>								
スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族が、令和4年中に健康の増進及び疾病の予防として一定の取組を行っており、スイッチOTC薬を購入した場合には、その購入費用（上限10万円）のうち1万2千円を超える金額を記入し、「区分」の□に「1」と記入してください。</p> <p>※検診等または予防接種を受けていることのわかる書類、スイッチOTC薬を購入した領収書と集計表を、申告の際は添付し、又は提示してください。</p> <p>※上記の医療費控除を受ける場合は、この控除を受けることはできません。</p>								

生命保険料控除額

支払った保険料の区分	年間の支払った保険料	控除額
旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 ①旧生命保険料 ②旧個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,000円超40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円
新契約：平成24年1月1日以降に締結した保険契約等 ①新生命保険料 ②新個人年金保険料 ③介護医療保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,000円超32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円
	56,000円超	一律28,000円
①と②につき、旧契約と新契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合は、①・②ともにそれぞれの計算式で求めた金額の合計額（限度額28,000円）		
生命保険料控除額は、①・②・③それぞれの控除額の合計額（限度額70,000円）		

地震保険料控除額

支払った保険料の区分	年間の支払った保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払った保険料×1/2
	50,000円超	一律25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	一律10,000円
地震保険料と旧長期損害保険料（平成18年末までに結んだ保険期間10年以上で満期返戻金のあるもの）がある場合は、それぞれの控除額の合計額（限度額25,000円）		
・一つの損害保険契約で、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一つに該当するものとして扱います。		

配偶者控除額

本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用が受けられません。
また、本人の合計所得金額が900万円を超える場合、控除額が段階的に引き下げられます。

区分	控除額（本人の合計所得金額によって以下のとおりとなります）			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
一般	330,000円	220,000円	110,000円	なし
老人（昭和28年1月1日以前に生まれた人）	380,000円	260,000円	130,000円	なし
・「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。				

配偶者特別控除額

令和元年度より配偶者特別控除が適用される配偶者の合計所得金額が引き上げされました。ただし本人の合計所得金額が900万円を超える場合、控除額が段階的に引き下げられます。また、本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用が受けられません。

配偶者の合計所得金額	控除額		
	本人合計所得金額		
※480,000円以下の場合 配偶者特別控除の適用はありません。	配偶者の合計所得金額		
900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
480,001～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円

配偶者の合計所得金額	控除額		
	本人合計所得金額		
※480,000円以下の場合 配偶者特別控除の適用はありません。	配偶者の合計所得金額		
900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円以下
1,200,001～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円～	0円	0円	0円

扶養控除額

区分	控除額
一般（昭和28年1月2日～平成12年1月1日、平成16年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人）	330,000円
特定（平成12年1月2日～平成16年1月1日に生まれた人）	450,000円
老人（昭和28年1月1日以前に生まれた人）	380,000円
同居老親等	450,000円
年少（平成19年1月2日以降に生まれた人）	0円
同一生計配偶者	0円
・一般扶養親族…所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人のうち、年齢が16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の人をいいます。	
・特定扶養親族…扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。	
・老人扶養親族…扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人をいいます。	
・同居老親等…老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。	
・年少扶養親族…扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人をいいます。（控除額は0円ですが、扶養人数に含まれます。）	
・同一生計配偶者…扶養親族のうち、あなたと生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円以上の人をいいます。（控除額は0円ですが、扶養人数に含まれます。）	

収入金額及び所得金額

①営業等	小売業、飲食店業、製造業など、いわゆる営業活動から生じる所得又は医師、弁護士、税理士、俳優、外交員等の自由職業や漁業から生じる所得を記入してください。																																				
②農業	農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜などの飼育の事業その他これに類するものなどから生じる所得を記入してください。																																				
③不動産	地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。																																				
④利子	公社債、預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託などの収益の分配による所得を記入してください。(所得税において源泉分離課税の対象となる利子等については、申告する必要はありません)																																				
⑤配当	令和4年中に支払いを受けるべき株式の配当、出資の配当、剰余金の分配による所得について、下記の表のとおり記入申告してください。																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">市・県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">上場株式等 (保有株式等が総発行株式数の3%未満に係る配当)</td> <td style="text-align: center;">申告不要 ※注1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">上記以外 (上場株式等で保有株式等 が総発行株式数の3%以上 に係る配当又は非上場株式 等に係る配当)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">配当金額が、10万円に配当計算期間 の月数をかけ12で割った金額以下</td> <td style="text-align: center;">申告必要 ※注2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の配当</td> <td style="text-align: center;">申告必要 ※注2</td> </tr> </tbody> </table>				区分		市・県民税	上場株式等 (保有株式等が総発行株式数の3%未満に係る配当)		申告不要 ※注1	上記以外 (上場株式等で保有株式等 が総発行株式数の3%以上 に係る配当又は非上場株式 等に係る配当)	配当金額が、10万円に配当計算期間 の月数をかけ12で割った金額以下	申告必要 ※注2	その他の配当	申告必要 ※注2																						
区分		市・県民税																																			
上場株式等 (保有株式等が総発行株式数の3%未満に係る配当)		申告不要 ※注1																																			
上記以外 (上場株式等で保有株式等 が総発行株式数の3%以上 に係る配当又は非上場株式 等に係る配当)	配当金額が、10万円に配当計算期間 の月数をかけ12で割った金額以下	申告必要 ※注2																																			
		その他の配当	申告必要 ※注2																																		
	<p>※注1：市・県民税は「配当割」としてすでに5%の額が特別徴収されています。申告は不要ですが、申告（確定申告を含む）された場合には所得割を課税し、所得割額から配当割額相当額を控除し、精算します。この場合、申告書裏面の配当割額又は株式等譲渡所得割の控除に関する事項欄に配当割額相当額を記入してください。</p> <p>※注2：確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。</p>																																				
⑥給与	<p>給与、賃金、賞与などの所得を記入してください。</p> <p>【参考】《源泉徴収票がある人》「支払金額」、「給与所得控除後の金額」をそれぞれ記入してください。</p> <p>《源泉徴収票がない人》申告書裏面の「8. 給与所得の内訳」欄に必要事項を記入してください。</p> <p>給与所得金額の速算表……給与等に係る収入金額に応じて、次により計算します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">給与等の収入 金額の合計額 から まで</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">給与所得の金額 0円</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">給与等の収入 金額の合計額 から まで</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">給与所得の金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">円 1,625,000</th> <th style="text-align: center;">円 1,800,000</th> <th style="text-align: center;">給与等の収入金額 の合計額を「4」 で割って千円未満 の端数を切り捨て ください。 (算出金額：A)</th> <th style="text-align: center;">「A × 4 × 60% + 100,000円」で 求めた金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">550,999円まで</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">円 1,800,001</td> <td style="text-align: center;">円 3,600,000</td> <td style="text-align: center;">「A × 4 × 70% - 80,000円」で 求めた金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 551,000</td> <td style="text-align: center;">円 1,625,000</td> <td style="text-align: center;">給与等の収入金額の 合計額から550,000 円を控除した金額</td> <td style="text-align: center;">円 3,600,001</td> <td style="text-align: center;">円 6,600,000</td> <td style="text-align: center;">「A × 4 × 80% - 440,000円」で 求めた金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円 6,600,001</td> <td style="text-align: center;">円 8,500,000</td> <td style="text-align: center;">「収入金額 × 90% - 1,100,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円 8,500,001円</td> <td style="text-align: center;">「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額</td> </tr> </tbody> </table>				給与等の収入 金額の合計額 から まで	給与所得の金額 0円	給与等の収入 金額の合計額 から まで		給与所得の金額		円 1,625,000	円 1,800,000	給与等の収入金額 の合計額を「4」 で割って千円未満 の端数を切り捨て ください。 (算出金額：A)	「A × 4 × 60% + 100,000円」で 求めた金額	550,999円まで	0円	円 1,800,001	円 3,600,000	「A × 4 × 70% - 80,000円」で 求めた金額	円 551,000	円 1,625,000	給与等の収入金額の 合計額から550,000 円を控除した金額	円 3,600,001	円 6,600,000	「A × 4 × 80% - 440,000円」で 求めた金額				円 6,600,001	円 8,500,000	「収入金額 × 90% - 1,100,000円」で求めた金額					円 8,500,001円	「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額
給与等の収入 金額の合計額 から まで	給与所得の金額 0円	給与等の収入 金額の合計額 から まで		給与所得の金額																																	
		円 1,625,000	円 1,800,000	給与等の収入金額 の合計額を「4」 で割って千円未満 の端数を切り捨て ください。 (算出金額：A)	「A × 4 × 60% + 100,000円」で 求めた金額																																
550,999円まで	0円	円 1,800,001	円 3,600,000	「A × 4 × 70% - 80,000円」で 求めた金額																																	
円 551,000	円 1,625,000	給与等の収入金額の 合計額から550,000 円を控除した金額	円 3,600,001	円 6,600,000	「A × 4 × 80% - 440,000円」で 求めた金額																																
			円 6,600,001	円 8,500,000	「収入金額 × 90% - 1,100,000円」で求めた金額																																
				円 8,500,001円	「収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額																																
⑦公的年金等	<p>●雑所得の金額=次の①、②で計算した金額の合計額</p> <p>①公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税年金を除きます。）から生ずる所得を記入してください。</p> <p>【公的年金等に係る雑所得金額の速算表】</p> <p>昭和33年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">公的年金等の収入金額の合計額</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">公的年金所得に係る雑所得以外の所得に係る合計所得</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th style="text-align: center;">1,000万円超2,000万円以下</th> <th style="text-align: center;">2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1円から3,300,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,100,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,000,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 900,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,300,001円から4,100,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 75% - 275,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 75% - 175,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 75% - 75,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,100,001円から7,700,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 85% - 685,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 85% - 585,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 85% - 485,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,700,001円から10,000,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 95% - 1,455,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 95% - 1,355,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 95% - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000,000円以上</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,955,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,855,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>				公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得に係る雑所得以外の所得に係る合計所得			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	1円から3,300,000円まで	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円	3,300,001円から4,100,000円まで	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円	4,100,001円から7,700,000円まで	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円	7,700,001円から10,000,000円まで	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円						
公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得に係る雑所得以外の所得に係る合計所得																																				
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																		
1円から3,300,000円まで	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円																																		
3,300,001円から4,100,000円まで	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円																																		
4,100,001円から7,700,000円まで	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円																																		
7,700,001円から10,000,000円まで	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円																																		
10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円																																		
⑧業務	<p>昭和33年1月2日以後に生まれた人（65歳未満）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">公的年金等の収入金額の合計額</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">公的年金所得に係る雑所得以外の所得に係る合計所得</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th style="text-align: center;">1,000万円超2,000万円以下</th> <th style="text-align: center;">2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1円から1,300,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 600,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 500,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 400,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,300,001円から4,100,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 75% - 275,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 75% - 175,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 75% - 75,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,100,001円から7,700,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 85% - 685,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 85% - 585,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 85% - 485,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,700,001円から10,000,000円まで</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 95% - 1,455,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 95% - 1,355,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 × 95% - 1,255,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000,001円以上</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,955,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,855,000円</td> <td style="text-align: center;">収入金額 - 1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>				公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得に係る雑所得以外の所得に係る合計所得			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	1円から1,300,000円まで	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円	1,300,001円から4,100,000円まで	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円	4,100,001円から7,700,000円まで	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円	7,700,001円から10,000,000円まで	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円	10,000,001円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円						
公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得に係る雑所得以外の所得に係る合計所得																																				
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																		
1円から1,300,000円まで	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円																																		
1,300,001円から4,100,000円まで	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円																																		
4,100,001円から7,700,000円まで	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円																																		
7,700,001円から10,000,000円まで	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円																																		
10,000,001円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円																																		
⑨その他	<p>②業務…総収入額-必要経費 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものから生ずる所得を記入してください。</p> <p>③その他の雑所得…①、②以外の雑収入-必要経費</p>																																				
⑪総合課税の譲渡 一時	<p>《総合譲渡所得》分離課税される土地建物等の譲渡所得を除く、機械、車両やゴルフ会員権等の譲渡所得を、所有期間5年以下は短期譲渡、5年超は長期譲渡と区分し、記入してください。</p> <p>《一時所得》生命保険、郵便局等の満期保険金、懸賞の賞品などのような一時的な所得を記入してください。</p> <p>※それぞれの所得金額は、収入金額-必要経費-特別控除額（50万円）で求めますが、長期総合譲渡、一時所得については計算した所得金額に1/2を乗じて算出します。</p>																																				

税額表

市民税所得割の税率	6 %
県民税所得割の税率	4 %

配当割額・株式等譲渡所得割額控除

区分	市民税割合	県民税割合
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

寄附金税額控除

次に掲げる寄附金を出し、その合計額（総所得金額等の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2,000円を超える場合に、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額を控除します。

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 三重県又は龜山市の条例で定められたところに対する寄附金
ただし、1の寄附金については、特例控除額として、次の算式による金額（所得割額の20%を限度とします。）を加算した額を控除します。
(寄附金-2,000円) × (90%-所得額の限界税率(0%~45%) × 1.021)
- ※ワントップ特例制度は、所得税からの控除分相当額が個人住民税からまとめて控除され確定申告を行った場合と同額が控除されます。
- ※令和元年6月1日以降に、ふるさと納税指定対象外の団体に支出された寄附金は特例控除額を受けることはできません。

配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

一定の上場株式等の配当又はその売却益については、「配当割」又は「株式等譲渡所得割」として5%の税率で特別徴収されています。しかし、申告された場合は所得割として課税し、所得割額から「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額」を控除し、精算します。

なお、控除しきれなかった配当割額等は、還付又は当該年度分の均等割及び所得割若しくは未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合で、所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額については、次の控除限度額の範囲内で控除します。(市民税割合3/5・県民税割合2/5)

居住開始年月	控除限度額	控除期間
～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	10年
平成26年4月～ 令和元年9月	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)※1	10年
令和元年10月～ 令和3年12月		13年
令和4年1月1日～ 令和5年12月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	13年 ※2

※1)住宅購入時の消費税率が8%以上である場合の控除限度額であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)となります。

※2)控除期間については、令和5年までに入居した場合を記載しています。令和6年以降入居の控除期間は「税務署」へお問い合わせください。

上場株式等の所得にかかる課税方式の選択

納税通知が送達される日までに、確定申告書とは別に、市県民税申告書を提出することで、所得税と異なる課税方法（総合課税、申告分離課税、申告不要制度適用）を選択できます。なお、申告不要制度適用以外を選択した場合、合計所得金額に算入されるため、扶養判定、国民健康保険税等に影響が出る場合があります。

所得金額調整控除

下記①、②いずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- (1)特別障害者に該当する
- (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

$$\text{○所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額}(1,000\text{万円} \text{を超える場合は} 1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合

$$\text{○所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額}(10\text{万円} \text{を超える場合は} 10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10\text{万円} \text{を超える場合は} 10\text{万円}) - 10\text{万円})$$

調整控除

市民税・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があるため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市・県民税を減額するための控除です。

○課税所得金額が200万円以下の場合

①、②のいずれか小さい額の5%を控除します。

①個人的控除の合計額

②個人市民税・県民税の課税所得金額

○課税所得金額が200万円を超える場合

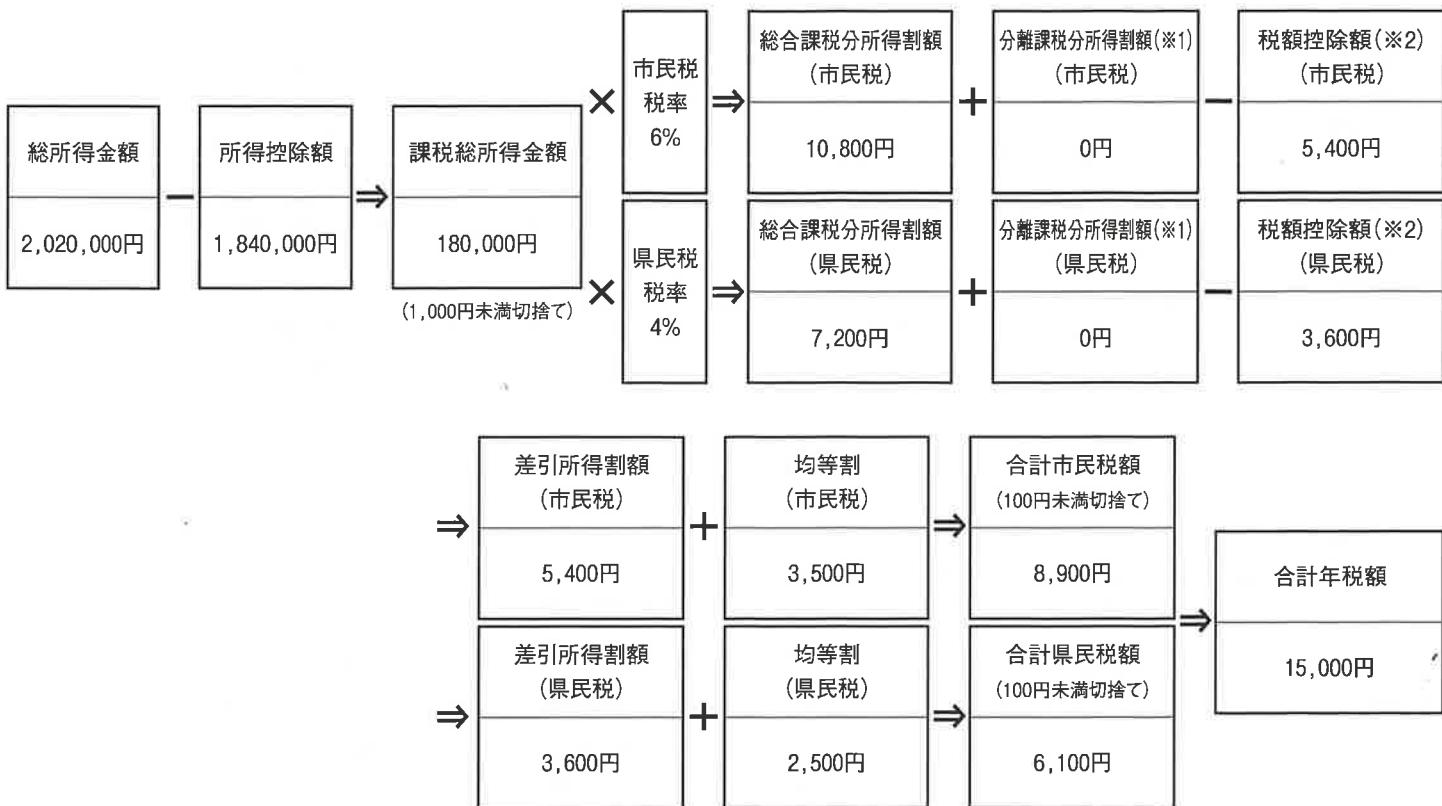
$$\text{所得税と市民税・県民税の人的控除の差額の合計} - (\text{市民税・県民税の課税所得金額} - 200\text{万円}) \times 5\%$$

ただし、計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

なお、調整控除は合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用されません。

市民税・県民税の計算の流れ

市民税・県民税は次のように計算されています。次の計算例は、この手引き2頁「申告書の記載例」の亀山一郎さんのものです。



※1 分離課税分所得割額は、分離課税所得に各税率を乗じた額になります。

※2 税額控除額は、調整控除や寄附金税額控除などの各税額控除の合計額となります。各控除額の計算については、6頁をご確認ください。

市民税・県民税の非課税の範囲

○均等割も所得割も課税されない方

- (1)生活保護法の規定により賦課期日現在、生活扶助を受けている方
- (2)本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親控除のいずれかを受けていて、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- (3)前年の合計所得金額が次の計算で求める金額以下の方
 - ①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$16.8\text{万円} + 28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10\text{万円}$$

- ②同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

$$28\text{万円} + 10\text{万円} = 38\text{万円}$$

○所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の計算求める金額以下の方

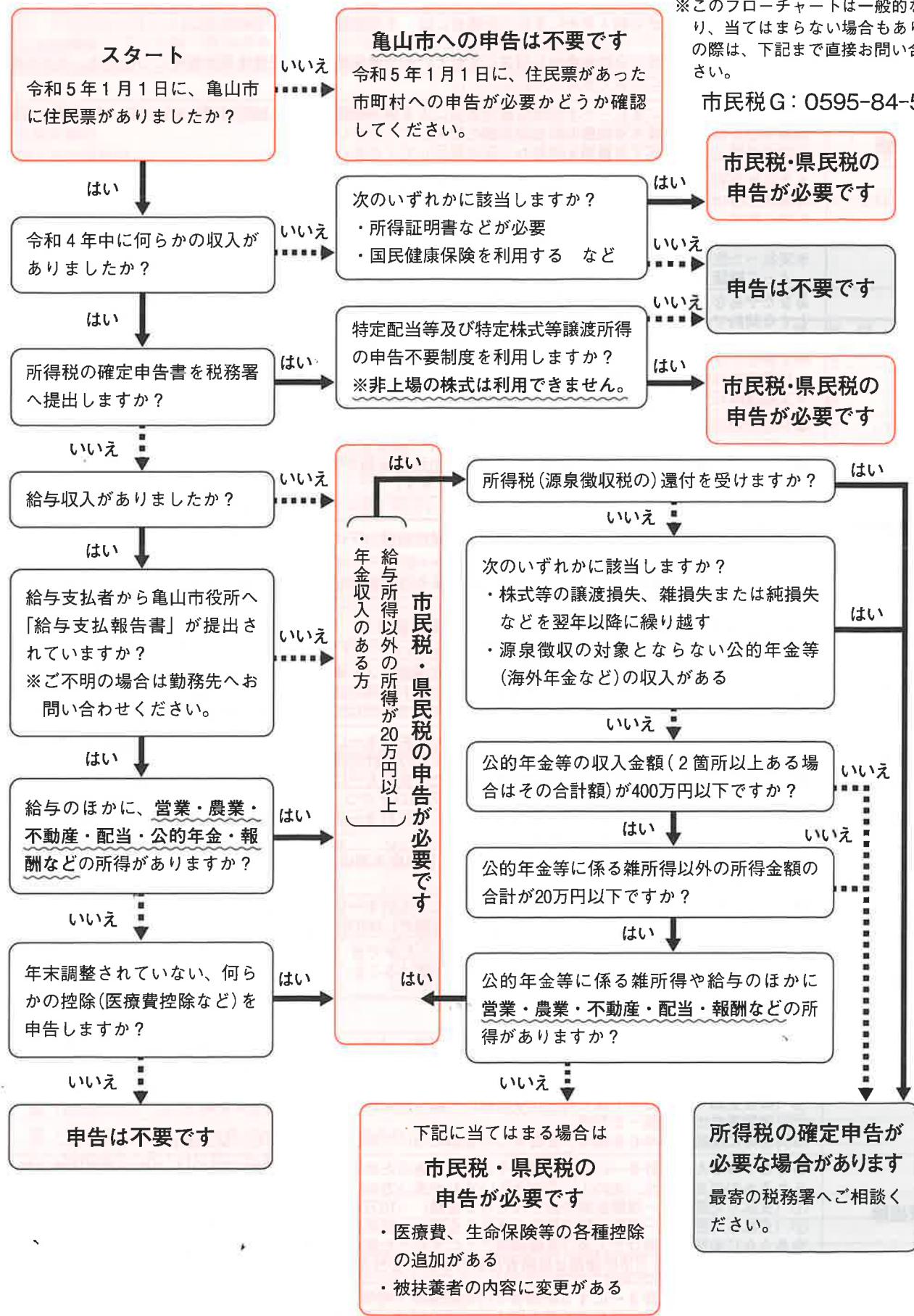
- (1)同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$32\text{万円} + 35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 10\text{万円}$$

- (2)同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

$$35\text{万円} + 10\text{万円} = 45\text{万円}$$

申告が必要か不要かの判断



令和5年度の申告は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の所得及び控除を対象とするものです。原則、亀山市に住所を有するすべての方が令和5年3月15日までに市へ申告書を提出する義務があります。
しかし、あなたの前年の収入等の状況により、市民税・県民税の申告が不要の場合があります。
まずは、上記のフローチャートに沿って、申告書の提出が必要か不要かを判断してください。